

Ⅱ 平成30年度 社会教育指導体制

1 県社会教育指導体制

(1) 社会教育関係職員

県教育庁、各教育事務所及び関係教育機関に配置されている関係職員は、下記のとおりである。

(平成30年5月1日現在)

所 属		職 員	主席社会 教育主事	社会教育 主 事	社会教育 主事補	社会教育 主事計
本 庁	生涯学習課	28	1	8	0	9
	児童生徒課（人権教育班）	1	0	1	0	1
教育事務所		7	0	7	0	7
さわやかちば県民プラザ		19	0	0	0	0
総合教育センター（視聴覚担当）		2	0	0	0	0
合 計		57	1	16	0	17

(2) 千葉県社会教育委員

千葉県社会教育委員は、社会教育法（第15条）及び千葉県社会教育委員条例に基づく教育委員会の附属機関であり、社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることなどの職務を行う。

(3) 千葉県生涯学習審議会

千葉県生涯学習審議会は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（第10条）及び千葉県生涯学習審議会条例に基づく教育委員会の附属機関であり、本県の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

平成29年度は、「県立図書館の今後の在り方」について審議した。

※ 平成19年度以降、千葉県社会教育委員と千葉県生涯学習審議会委員は、同一委員に委嘱し、会議は併せて開催している。

2 市町村社会教育指導体制

(1) 社会教育主事

社会教育主事とは、都道府県及び市町村教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員である。

社会教育行政を進める上で特に重要な存在であることから、都道府県及び市町村の教育委員会に設置が義務付けられている。

地域社会における人づくり、絆づくりを進めていく上で、社会教育の専門職員としての社会教育主事の果たす役割は重要になっており、住民の期待も大きい。

市町村における計画的な社会教育主事の養成と適切な配置及び研修の充実が特に望まれるところである。

県としては、生涯学習の推進を図るため、文部科学省や関係機関と協力して社会教育主事資格の取得充実に努めている。

[参考：平成29年度]

・国立教育政策研究所社会教育実践研究センターによる社会教育主事講習 2回

(2) 県社会教育主事（市町村派遣）

市町村への社会教育主事の派遣は、昭和49年以来、市町村社会教育指導体制の整備及び充実を図ることを目的として実施してきたが、地方分権の観点と市町村の社会教育推進体制の充実を踏まえ、平成21年度をもって終了した。

(3) 社会教育指導員，家庭教育指導員

社会教育指導員，家庭教育指導員は、市町村教育委員会事務局の非常勤特別職の職員で、社会教育の特定分野に関する専門的指導者としての役割を担っている。

平成29年度は社会教育指導員が市町村に214人，家庭教育指導員が市町村に33人，市町村独自に設置され，指導に当たっている。

(4) 市町村社会教育委員

市町村社会教育委員は、県下54市町村教育委員会のすべてに設置されている。委員が相互に研究協議や情報交換を行うため、地区社会教育委員連絡協議会が組織されている。これに県社会教育委員を加えて「千葉県社会教育委員連絡協議会」が結成されており、全県的な組織として社会教育の振興・充実に努めている。

3 研修体制

生涯学習社会の実現を目指し社会教育を振興する上で、社会教育行政及び社会教育事業を担う職員の資質を高めていくことは非常に重要である。

特に、県民の学習ニーズが多様化・高度化・専門化している現在、社会教育主事には、より幅広い専門性と地域の学習課題を把握する能力や企画立案能力，組織化・援助の能力等が求められるようになってきた。また、首長部局や関係機関との連携も重要となり，調整者としての能力も期待されている。

県では、社会教育関係職員の資質向上のため、さわやかちば県民プラザを中心に各関係機関と連携して、各種研修事業の実施及び研修体制の整備に努めている。

市町村においては研修の重要性を一層認識して職員の積極的な参加を促すとともに、研修に参加する職員が十分な成果を収められるよう、研修に係る環境づくりと指導体制の充実に配慮されることを期待したい。

(1) 平成30年度社会教育専門講座

	講座名	内 容	期 日
1	社会教育担当者研修会	第1回 講演「国の動向について」 演習「地域課題の解決に向けて」 講師 郡谷 寿英 氏 (文部科学省国立教育政策研究所)	5/29
		第2回 講演「ファシリテーションの意義」 演習「ファシリテーションの実際」 講師 皆川 雅樹 氏 (産業能率大学准教授)	9/5
		第3回 講演「国及び県の次年度事業について」 協議「各市町村次年度事業について」	2/12
2	市町村担当課研修会	文部科学省、県の次年度の主要施策の説明	10/23，2/12

3	地域社会教育指導者研修会(社教連代議員会にあわせて開催)	講演「社会教育委員は連携のキーパーソン」 講師 金藤 ふゆ子氏(文教大学教授)	7/12
4	生涯学習実践研修会	講演「人生100年時代に向けた社会教育の課題」 講師 野島 正也氏(文教大学学園理事長)	11/8

[参考：平成29年度受講者]

- ・ 社会教育担当者研修会 第1回 50名 第2回 44名 第3回 62名
- ・ 市町村担当課研修会 第1回 56名 第2回 62名
- ・ 地域社会教育指導者研修会 90名
- ・ 生涯学習実践研修会 216名

(2) 平成30年度さわやかちば県民プラザ行政関係職員研修実施計画

	講座名	内 容	期 日
1	行政職員等基礎講座	基礎知識, 基本的な学習方法, 担当者の心得	①4/26 ②調整中 (①, ②は同内容)
2	行政職員等専門講座	地域づくり, 人づくりに必要な専門的能力, 先進事例と現状理解	8/22, 8/23, 9/5
3	公民館等職員専門講座～地域協働学～	必要な基礎知識, 地域協働における公民館の 役割, 事例発表	6/21
4	社会教育主事等実践 研究交流会	事例発表, 討議, 情報交換	1/18
5	生涯学習指導者講座		
	①生涯学習指導者の ための基礎講座	ワークショップの手法と技法, ファシリテ ーターの役割, ファシリテーションのポイント	6/28
	②参加者を増やすた めの企画・広報講座	情報整理の仕方, チラシ作成のポイント, ワードを用いたチラシづくり	7/12

[参考：平成29年度受講者] 190名(8日間)

(3) 平成30年度国立教育政策研究所社会教育実践研究センター研修講座等実施計画

	講座名	趣 旨	開催時期及び期間
1	社会教育主事 講習[A]	社会教育法第9条の5の規定に基づき社会教育主 事の資格付与のための講習を行う。	[A] 7/23～8/24 (33日間)
2	社会教育主事 講習[B]		[B] 1/21～2/27 (38日間)
3	社会教育主事 専門講座	社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識 ・技術に関する研修を行い, 都道府県の指導的立場 にある社会教育主事としての力量を高める。	11/6～11/9 (4日間)
4	公民館職員専 門講座	公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・ 技術についての研修を行い, 地域の指導的立場にあ る公民館職員としての力量を高める。	6/5～6/8 (4日間)
5	図書館司書専 門講座	司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に 関する研修を行い, 都道府県・指定都市等での指導 的立場になりうる司書としての力量を高める。	6/18～6/29 (12日間)

6	新任図書館長研修	新任図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。	9/4～9/7 (4日間)
7	博物館長研修	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	10/3～10/5 (3日間)
8	博物館学芸員専門講座	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	12/12～12/14 (3日間)
9	全国生涯学習センター等研究交流会	生涯学習推進センター等の相互の連携協力を推進するため、全国の生涯学習推進センター等の代表者・職員等が集い、当面する課題について研究協議等を行う。	5/24～5/25 (2日間)
10	地域教育力を高めるボランティアセミナー	学校・家庭・地域の連携ネットワークの推進及び地域課題の対応方策等に視点をあて、地域住民等が様々な観点から社会教育活動の事業の企画立案の在り方等について研究協議等を行う。	3/7～3/8 (2日間)
11	メディア教育指導者講座	情報リテラシーの育成やマルチメディアの利用促進を図る上で必要な専門知識と技術を習得させ、メディア教育に関する指導者の体系的・計画的な育成を図る。	10/15～10/19 (5日間)

[参考：平成29年度受講者]

- ・ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育主事講習 2講座 32名
- ・ “ ” 各種研修講座 9講座 47名